

○ 保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十六条第二項（第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期の保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における長期の保険契約）で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準を次のように定め、平成八年四月一日から適用する。

1 責任準備金の積立方式、予定死亡率及び予定利率の水準は、次に定めるところによる。

一 積立方式は、平準純保険料式とする。

二 予定死亡率は、保険業法（以下「法」という。）第百二十二条の二第一項の規定により指定された法人が作成し、金融庁長官が検証したものであり、次のとおりとする。

イ 平成十九年三月三十一日までに締結した保険契約 生保標準生命表一九九六（死亡保険用）又は生保標準生命表一九九六（年金開始後用）の死亡率の欄に掲げる率

ロ 平成十九年四月一日以降平成三十年三月三十一日までに締結する保険契約 生保標準生命表二〇〇七（死亡保険用）、生保標準

生命表二〇〇七（年金開始後用）又は第三分野標準生命表二〇〇七の死亡率の欄に掲げる率

ハ 平成三十年四月一日以降締結する保険契約 生保標準生命表二

〇一八（死亡保険用）、生保標準生命表二〇〇七（年金開始後用）又は第三分野標準生命表二〇一八の死亡率の欄に掲げる率

三 予定利率は、次のとおりとする

イ 平成十一年三月三十一日までに締結した保険契約 二・七五パーセント

ロ 平成十一年四月一日以降締結する保険契約二パーセント

2 前項第二号の予定死亡率以外の予定死亡率を責任準備金の計算の基礎として用いることが適当であると認められる保険契約にあつては、同号の規定は適用しない。

3 前二項の定めるところにより計算した保険料積立金又は払戻積立金の額がそれぞれの契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額をもつて保険料積立金又は払戻積立金とする。

4 第一項第三号ロの規定にかかわらず、平成十一年四月一日以降、基準日（毎年十月一日をいう。以下この項、第七項及び第十二項において同じ。）の属する月の前月から過去三年間に発行された利付国庫債券（十年）の応募者利回り（償還金額から発行価格を減じたものを発行日から償還までの期間で除して得た率に表面利率を加えたものを発行価格で除したものをいう。以下この項及び第七項において同じ。）の平均値、又は基準日の属する月の前月から過去十年間に発行された利付国庫債券（十年）の応募者利回りの平均値のいずれか低い方のもの

(以下この項において「対象利率」という。)を次の表の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値(以下この項において「基準利率」という。)が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して〇・二五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率(基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率)を予定利率とし、当該基準日の翌年の四月一日以降締結する保険契約に適用する。

対象利率	安全率係数
〇パーセントを超え、一・〇パーセント以下の部分	〇・九
一・〇パーセントを超え、二・〇パーセント以下の部分	〇・七五
二・〇パーセントを超え、六・〇パーセント以下の部分	〇・五
六・〇パーセントを超える部分	〇・二五

5 第一項第三号ロ及び前項の規定にかかわらず、平成二十七年四月一日以降締結する第一号保険契約及び第二号保険契約(それぞれ次の表一の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定めるものをいう。以下同じ。)においては、次の表二の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定める対象利率を次の表三の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値(以下この項において「基準利率」という。)が、基準日(毎年一月一日、四月一日、七月一日及び十月一日をいう。以下この項、次項、第八項及び第九項において同じ。)時点で適用されている予定利率と比較して〇・二五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率(基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率)を予定利率とし、当該基準日から三月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。

表一

第一号保険契約	保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約(特別勘定(法第百十八条第一項(法第百九十九条において準用する場合を含む。))の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この表及び第十四項において同じ。)を設けるものにあつては
---------	--

、特別勘定に属する部分を除く。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの（予定利率変動型保険契約（保険約款に基づき、区分した保険期間ごとに保険料の計算の基礎となる予定利率を保証する保険契約をいう。以下同じ。）にあつては、当該区分した保険期間（以下「利率保証期間」という。）が二十年以上であるものに限る。）

一 法第三条第四項第一号に掲げる保険又は同項第二号に掲げる保険（同項第一号に掲げる保険に併せて引き受けるものに限る。）のうち、被保険者の死亡（余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態及び重度の障害に該当する状態を含む。以下この表において同じ。）又は同項第二号イ、ロ、ニ及びホに掲げる事由に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（被保険者の死亡に関する保険金の額（その締結の日から一定期間を経過した後保険金の額が増額又は減額されることが定められる場合にあつては、増額又は減額後の保険金の額）が保険料（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。第十五項において「規則」という。）第二百二十七条の二第三項第九号又は第二百三十四条の二十一の二第一項第七号

	<p>に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額（以下この表において「転換価額」という。）を含む。）の額未満のものを除く。）</p> <p>二 その保険期間が被保険者の死亡の時又は法第三条第四項第二号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる事由が生じた時までとされるもの</p>
<p>第二号保険契約</p>	<p>保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約（特別勘定を設けるものを除く。）であつて、次の各号に掲げる保険契約のいずれかに該当するもの</p> <p>一 法第三条第四項第一号に掲げる保険又は同項第二号に掲げる保険（同項第一号に掲げる保険に併せて引き受けるものに限る。）のうち、被保険者の生存及びその保険期間の満了前の被保険者の死亡又は同項第二号イ、ロ、ニ及びホに掲げる事由に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（保険期間の満了後に支払う被保険者の生存に関する保険金の額又はその保険期間の満了前に支払う被保険者の死亡に関する保険金の額（その締結の日から一定期間を経過した後保険金の額が増額又は減額されるこ</p>

	<p>とが定められる場合にあっては、増額又は減額後の保険金の額）が保険料（転換価額を含む。次号において同じ。）の額未満のものを除く。）</p> <p>二 法第三条第四項第一号に掲げる保険のうち、被保険者の生存に関して保険金を支払うことを主たる目的とする保険に係る保険契約（前号に掲げるものを除く。）であって、当該保険契約に基づき被保険者の生存に関して支払う保険金以外の金銭の支払（契約者配当（法第一百四十四条第一項（法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する契約者配当をいう。）又は社員に対する剰余金の分配及び解約による返戻金の支払を除く。）が、当該保険契約で定める被保険者の死亡に関し支払う保険金に限られ、当該保険金の額が保険料の額又は被保険者のために積み立てた金額に比して妥当なもの</p> <p>三 予定利率変動型保険契約のうち、この表第一号保険契約の項第一号及び第二号に掲げる要件を満たすものであって、利率保証期間が二十年未満であるもの</p>
--	---

第二号保険契約	第一号保険契約	保険契約 対象利率
<p>次に掲げる値のいずれか低い方のもの</p> <p>一 基準日の属する月の前月から過去三月間の利付国庫債券（十年）の流通利回りの平均値</p> <p>二 基準日の属する月の前月から過去一年間の利付国庫債券（十年）の流通利回りの平均値</p>	<p>次に掲げる値のいずれか低い方のもの</p> <p>一 基準日の属する月の前月から過去三月間の利付国庫債券（十年）の流通利回り（財務省が年別に算出し公表する半年複利金利をいう。以下この表において同じ。）の平均値に基準日の属する月の前月から過去三月間の利付国庫債券（二十年）の流通利回りの平均値を加えて二で除した値</p> <p>二 基準日の属する月の前月から過去一年間の利付国庫債券（十年）の流通利回りの平均値に基準日の属する月の前月から過去一年間の利付国庫債券（二十年）の流通利回りの平均値を加えて二で除した値</p>	<p>対 象 利 率</p>

表三

対象利率	安全率係数
〇パーセント以下の部分	一・〇
〇パーセントを超え、一・〇パーセント以下の部分	〇・九
一・〇パーセントを超え、二・〇パーセント以下の部分	〇・七五
二・〇パーセントを超え、四・〇パーセント以下の部分	〇・五
四・〇パーセントを超える部分	〇・二五

6 平成二十七年四月一日以降締結する第二号保険契約のうち、その保険期間が二十年以上又は被保険者の死亡の時までとされるものにおいては、前項の規定にかかわらず、同項の表二第一号保険契約の項に定める対象利率を同項の表三の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して〇・二五パーセント以上乖離して

いる場合には、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から三月を経過した日以降締結する保険契約に適用することができる。

7 第一項第三号ロ及び第四項の規定にかかわらず、平成二十七年四月一日以降締結する第一号保険契約及び第二号保険契約以外の保険契約においては、基準日の属する月の前月から過去三年間に発行された利付国庫債券（十年）の応募者利回りの平均値、又は基準日の属する月の前月から過去十年間に発行された利付国庫債券（十年）の応募者利回りの平均値のいずれか低い方のもの（以下この項において「対象利率」という。）を第五項の表三の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して〇・五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日の翌年の四月一日以降締結する保険契約に適用する。

8 第一項第三号ロ及び第四項から第六項までの規定にかかわらず、令和四年四月一日以降締結する第一号保険契約及び第二号保険契約にお

いては、第五項の表二の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定める対象利率を次の表の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して〇・二五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から三月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。

対象利率	安全率係数
〇パーセント以下の部分	一・〇
〇パーセントを超え、一・〇パーセント以下の部分	〇・九五
一・〇パーセントを超え、二・〇パーセント以下の部分	〇・九
二・〇パーセントを超え、三・〇パーセント以下の部分	〇・八五

の部分	の部分
三・〇パーセントを超え、四・〇パーセント以下の部分	〇・八
四・〇パーセントを超える部分	〇・七五

9 令和四年四月一日以降締結する第二号保険契約のうち、その保険期間（予定利率変動型保険契約にあつては、利率保証期間）が二十年以上又は被保険者の死亡の時までとされるもの（第五項の表一第二号保険契約の項第三号に掲げる保険契約を除く。）においては、前項の規定にかかわらず、第五項の表二第一号保険契約の項に定める対象利率を前項の表の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して〇・二五パーセント以上乖離している場合は、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から三月を経過した日以降締結する保険契約に適用することができる。

10 第一項第三号ロ、第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨又はオーストラリア通貨をもって

保険金、返戻金その他の給付金（以下この項、第十三項及び第十四項において「保険金等」という。）の額を表示する保険契約（以下それぞれ「米国通貨建保険契約」又は「豪州通貨建保険契約」という。）における第一号保険契約及び第二号保険契約においては、次の表一の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定める対象利率を次の表二の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日（毎月一日をいう。以下この項及び次項において同じ。）時点で適用されている予定利率と比較して〇・〇五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から一月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。ただし、令和四年三月一日を基準日とする保険契約に適用される予定利率は、令和四年三月一日における基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）とする。

表一

保険契約	対象利率
------	------

米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約における第一号保険契約	<p>次に掲げる値のいずれか低い方のもの</p> <p>一 基準日の属する月の前月から過去一月間の表示通貨建社債（米国通貨建保険契約又は豪州通貨建保険契約のそれぞれについて、保険金等の額を表示する通貨と同一の種類の通貨をもって表示する社債のうち信用格付業（信用格付（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この表において同じ。）を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行うことをいう。）を行う者によりA格相当の信用格付が付与された社債をいう。以下この表及び第十二項において同じ。）（十年）の流通利回り（表示通貨建社債の平均利回りの一般に認められる指標として法第四条第二項第四号に掲げる書類に定める指標を用いた利回りをいう。以下この表及び第十二項において同じ。）の平均値に基準日の属する月の前月から過去一月間の表示通貨建社債（二十年）の流通利回りの平均値を加えて二で除した値</p> <p>二 基準日の属する月の前月から過去三月間の表示通貨建社債（十年）の流通利回りの平均値に</p>
---------------------------------	--

米国通貨建保険 契約及び豪州通 貨建保険契約に おける第二号保 険契約	次に掲げる値のいずれか低い方のもの	基準日の属する月の前月から過去三月間の表示 通貨建社債（二十年）の流通利回りの平均値を 加えて二で除した値
	一 基準日の属する月の前月から過去一月間の表 示通貨建社債（十年）の流通利回りの平均値 二 基準日の属する月の前月から過去三月間の表 示通貨建社債（十年）の流通利回りの平均値	

表二

対象利率	○パーセント以下の部 分	米国通貨建保険契約	安全率係数
		豪州通貨建保険契約	
○・○パーセントを超 え、二・○パーセント 以下の部分	○・九五	一・○	○・九五
		一・○	

二・○パーセントを超 え、三・○パーセント 以下の部分	○・九	○・九五
三・○パーセントを超 え、四・○パーセント 以下の部分	○・九	○・九
四・○パーセントを超 え、五・○パーセント 以下の部分	○・八五	○・九
五・○パーセントを超 え、六・○パーセント 以下の部分	○・八	○・九
六・○パーセントを超 える部分	○・七五	○・八

11 米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約における第二号保険契
約のうち、その保険期間（予定利率変動型保険契約にあつては、利率
保証期間）が二十年以上又は被保険者の死亡の時までとされるもの（
第五項の表一第二号保険契約の項第三号に掲げる保険契約を除く。）

においては、前項の規定にかかわらず、同項の表一米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約における第一号保険契約の項に定める対象利率を同項の表二の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して〇・〇五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から一月を経過した日以降締結する保険契約に適用することができ。ただし、この項の規定を適用する場合の令和四年三月一日を基準日とする保険契約に適用される予定利率は、令和四年三月一日における基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）とする。

12 第一項第三号ロ、第四項及び第七項の規定にかかわらず、米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約における第一号保険契約及び第二号保険契約以外の保険契約においては、基準日の属する月の前月から過去三年間の表示通貨建社債（十年）の流通利回りの平均値、又は基準日の属する月の前月から過去十年間の表示通貨建社債（十年）の流通利回りの平均値のいずれか低い方のもの（以下この項において「対

象利率」という。）を次の表の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して〇・五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日の翌年の四月一日以降締結する保険契約に適用する。ただし、令和三年十月一日を基準日とする保険契約に適用される予定利率は、令和三年十月一日における基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率）とする。

対象利率	安全率係数	
	米国通貨建保険契約	豪州通貨建保険契約
〇パーセント以下の部分	一・〇	一・〇

〇・〇パーセントを超え、二・〇パーセント以下の部分	〇・九	〇・九
二・〇パーセントを超え、四・〇パーセント以下の部分	〇・七五	〇・七五
四・〇パーセントを超える部分	〇・五	〇・五

13

法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険に係る保険契約のうち、次の各号に掲げる保険契約の区分に応じ、当該各号に定める日（以下この項において「当該一定の日等」という。）以降の当該保険契約に適用する予定利率は、当該一定の日等を当該保険契約の締結の日とみなして、保険金等の額を表示する通貨に応じ第七項又は前項に規定する予定利率を適用する。ただし、当該一定の日等、当該一定の日等以降の期間、保険金等の額を表示する通貨その他の当該保険契約の特性を考慮して、第五項から第十一項まで（第七項を除く。）の予定利率を適用することができる。

- 一 予定利率変動型保険契約 利率保証期間終了の日の翌日
- 二 保険約款に基づき保険期間内の一定の日において当該一定の日以降の保険金の額を定めることに伴い当該一定の日以降適用する予定

14

利率を定める保険契約（当該一定の日が平成二十七年四月一日以降の日である保険契約に限る。） 当該一定の日

第一項の規定にかかわらず、特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約に関する責任準備金の積立方式及び予定死亡率等の水準は次の各号に定めるところによる。

- 一 一般勘定
 - イ 積立方式は、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額を積み立てる方式（以下「標準的方式」という。）とする。ただし、標準的方式以外の方式（以下「代替的方式」という。）を使用した場合において計算される責任準備金が、標準的方式により計算される責任準備金の債務履行を担保する水準と同等であることが認められる場合は、標準的方式に替えて、代替的方式を使用することができる。
 - (1) 一般勘定における最低保証に係る保険金等の支出現価
 - (2) 一般勘定における最低保証に係る純保険料（法第四条第二項第四号、第八十七条第三項第四号又は第二百二十条第三項第四号に掲げる書類に記載されたものに限る。）の収入現価
 - ロ 予定死亡率は、第一項第二号に定める率とする。
 - ハ 割引率（責任準備金の計算時において、将来発生するキャッシュフローを現在価値に換算する率をいう。）は、次に掲げる保険契約の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。
 - (1) 平成二十七年三月三十一日までに締結する保険契約 第四項の規定により適用される予定利率

- (2) 平成二十七年四月一日以降締結する保険契約（(3)に掲げるものを除く。） 第七項の規定により適用される予定利率
- (3) 米國通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約 第十二項の規定により適用される予定利率

ニ 標準的方式を使用する場合には、期待収益率はハに定める率とし、ボラティリティ（資産価格の予想変動率をいう。）は、次のとおりとする。

- (1) 国内株式 十八・四パーセント
- (2) 邦貨建債券 三・五パーセント
- (3) 外国株式 十八・一パーセント
- (4) 外貨建債券 十二・一パーセント

二 特別勘定

特別勘定における責任準備金は収支の残高とする。

- 15 規則第六十八條第二項第三号及び第三項第三号に規定する法第一百六條第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基礎となるべき予定利率並びに規則第四百九條第二項第三号及び第三項第三号に規定する法第九十九條において準用する法第一百六條第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基礎となるべき予定利率は、次の各号に掲げる保険契約の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 平成二十七年三月三十一日までに締結する保険契約 第四項の規定により適用される予定利率
- 二 平成二十七年四月一日以降締結する保険契約（次号に掲げるもの

を除く。） 第七項の規定により適用される予定利率

三 米國通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約 第十二項の規定により適用される予定利率

附 則（平成十六年十月二十二日金融庁告示第五十五号）

この告示による改正前の平成八年二月大藏省告示第四十八号第一項第二号の規定に基づき、社団法人日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官が検証した予定死亡率は、この告示による改正後の平成八年二月大藏省告示第四十八号第一項第二号の規定に基づき、指定法人が作成し、金融庁長官が検証したものとみなす。

附 則（令和三年六月三十日金融庁告示第三十九号） 抄

（保険業法第一百六條第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の保険業法第一百六條第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準第五項の規定は、令和四年四月一日以後に締結する保険契約について適用し、同年三月三十一日以前に締結した保険契約については、なお従前の例による。

- （平成十年十二月四日 金融監督庁
大蔵省 告示第五十二号）改正
- （平成十二年二月四日 総理府
大蔵省 告示第一号）改正
- （平成十二年七月二十七日総理府告示第四十号）改正
- （平成十二年十二月十九日金融庁告示第六十三号）改正
- （平成十三年三月三十日金融庁告示第二十一号）改正
- （平成十六年十月二十二日金融庁告示第五十五号）改正
- （平成十八年十二月二十七日金融庁告示第二百二十七号）改正
- （平成二十六年六月二十日金融庁告示第三十八号）改正
- （平成二十八年六月二十二日金融庁告示第三十号）改正
- （平成二十九年八月十七日金融庁告示第三十一号）改正
- （令和三年六月三十日金融庁告示第三十九号）改正